

玉村町分別収集計画

令和元年 7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

現在、ごみの焼却処理に伴う温室効果ガスの増加は、地球温暖化の大きな要因の一つであり、21世紀の人類の大きな課題となっている。

玉村町では、平成23年度から2か年をかけて行ったクリーンセンター延命化工事により、令和10年程度までの安定的なごみ焼却は確保された。

しかし、ごみ処理施設の新設が困難となっている現状から、既存施設を可能な限り長期に使用することが望ましく、施設への負荷を軽減するために焼却量を減らす必要がある。

また、今後、ますます町財政のひっ迫が予想され、健全な町政運営を行うためにごみ処理経費削減は必須であり、財政面においても、より一層のごみ減量が求められている。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物中2割の重量を占めるといわれる容器包装廃棄物の分別収集を行い、地域における3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するものである。

本計画の推進により、町民に容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や環境保全、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたり基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（発泡スチロール製食品トレイ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	2,359 t	2,344 t	2,330 t	2,316 t	2,301 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、分別収集の実施に当たっては、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

そのため、広報・ホームページ等による啓発活動を行い住民、事業者のごみ減量に対する意識高揚と分別の徹底を図る。

また、地区自治会や保健衛生組合、地区子ども会等に対して、資源物集団回収事業への支援を行い、容器包装廃棄物のリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校教育の課外授業、町職員による出前講座やごみ処理施設の見学会などの機会を活用し、住民、事業者に対して地球温暖化に与えるごみの焼却の影響や、ごみ処理に要する経費、最終処分の現状等、ごみ処理に関する様々な情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

商工会やスーパーマーケット、中小小売店等に簡易包装の協力を呼び掛け、官民協力して包装の簡素化を推進する。

また、簡易包装や店頭における資源物等回収実施店舗については、ごみ減量協力店舗としてホームページ等で紹介することも検討する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

群馬県が全県で実施を検討しているレジ袋の有料化を支援し、町内のスーパーマーケット等に積極的に協力を呼び掛ける。

また、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の利用の徹底等の普及啓発、指導等を行い、容器包装の使用の合理化を行う。

・広報やホームページを通じて、リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を呼び掛ける。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、委託会社が保有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
その他紙製容器包装	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品トレイ（以下「発泡トレイ」と表記）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める容器包装廃棄物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器		58.3 t		57.9 t		57.6 t		57.2 t		56.9 t	
主としてアルミ製の容器		55.4 t		55.0 t		54.7 t		54.4 t		54.0 t	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		102.8 t		102.2 t		101.6 t		101.0 t		100.4 t	
		(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)				
		102.8 t		102.2 t		101.6 t		101.0 t		100.4 t	
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		87.7 t		87.2 t		86.7 t		86.1 t		85.6t	
		(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)				
		87.7 t		87.2 t		86.7 t		86.1 t		85.6t	
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		42.1 t		41.8 t		41.6 t		41.3 t		41.1 t	
		(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)				
		42.1 t		41.8 t		41.6 t		41.3 t		41.1 t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		4.0 t		4.0 t		4.0 t		3.9 t		3.9 t	
主として段ボール製の容器		339.2 t		337.2 t		335.2 t		333.1 t		331.1 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		47 t		47 t		47 t		47 t		46 t	
		(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)				
		47 t		47 t		47 t		47 t		46 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		93.4 t		92.8 t		92.2 t		91.7 t		91.1 t	
		(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)				
		93.4 t		92.8 t		92.2 t		91.7 t		91.1 t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t	
		(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)				
		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t	
(うち発泡トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		
	2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		
	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)	(引渡) (独自処理)					
	2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		

近年、社会全体でごみ減量のため、簡易包装や材質の変更等に取り組んでおり、容器包装廃棄物の排出量も減少傾向にあると思われる。

また、9に記載するとおり、玉村町の人口は減少傾向であることが予想されている。そのため、容器包装廃棄物の量についても、上記の表のとおり減少していくと想定した。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、次のとおり設定した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
36,027人 (対前年度比) 99.4%	35,807人 (対前年度比) 99.4%	35,587人 (対前年度比) 99.4%	35,367人 (対前年度比) 99.4%	35,147人 (対前年度比) 99.4%

※ RESASの総人口推計に基づき、今後5年間は毎年220人減少していくと推計した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、子ども会や町内各地区による集団回収や拠点回収において回収が進んでいる、飲料用紙容器や段ボール、雑がみ等については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

缶・ガラスびんについては、現在、玉村町クリーンセンター併設のリサイクルセンターで選別・圧縮・保管している。

その他の資源物については、収集後、町内再生事業者へ直接搬入し資源化を行っている。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・町民や事業者の意見、要望をひろく聴取し、それらを反映させるため、区長会や保健衛生組合と連携を密にして容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。

- ・また、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、廃棄物減量等推進員制度等の導入を検討する。

- ・子供会等の各種団体による資源回収を促進するため、さらなる啓発と支援に努める。

- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。